

秋田県産品テスト販売制度実施要領

1 制度の目的

秋田県アンテナショップ等において、秋田県産品を生産・販売する事業者のためのテスト販売枠を設け、もって新販路開拓活動及び商品開発・改良のための支援を図る。

2 対象事業者

秋田県内に主たる事業所を有する企業、組合、各種団体、グループ及び個人であって次のいずれにも該当しない者

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※上記（1）～（3）に該当すると判断される場合は、申請を取り消すことがある。

3 対象店舗及び当該店舗の運営事業者

- (1) あきた美彩館【運営事業者：(株)秋田ニューバイオフィーム】

〒108-0074 東京都港区高輪4丁目10-8 ウィング高輪WEST-III 1階
TEL：03-5447-1010

- (2) あきた県産品プラザ【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】

〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目3-8 アトリオン地下1階
TEL：018-836-7830

- (3) 秋田ふるさと館【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館1F
TEL：03-3214-2670

- (4) 秋田空港おみやげ広場あ・えーる【運営事業者：秋田空港ターミナルビル(株)】

〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49
TEL：018-886-3367

- (5) みちのく夢プラザ【運営事業者：岩手県産(株)】

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2丁目7-148
TEL：092-736-1122

※[(株)秋田県物産振興会]（連絡先）

〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目3-8 アトリオン地下1階
TEL：018-836-7830

4 対象商品

- (1) 秋田県内で生産された農林水産物
- (2) 農林水産物以外の商品については、原則として申請事業者が秋田県内で製造した商品であること。

※上記(1)、(2)に該当しない場合であっても、当該商品の取り扱いにより、秋田県の食品産業の振興になると判断できる場合には、準じたものとして取り扱う場合がある。

※テスト販売商品の条件

上記(1)、(2)に該当し、以下の条件を全て満たすこと。

- ・同一規格商品の生産及び継続販売が可能であること。
- ・食品表示法、景品表示法及び米トレーサビリティー法等の各法令の内容に適合し、適正な表示がなされていること。
- ・希望店舗において、これまでに取り扱い実績が無い商品であること。
- ・常温、冷蔵、冷凍の保存の別を問わず、5日以上の賞味期限が設定されていること。
- ・酒類販売を希望する場合は、販売する酒類に応じた酒類卸売業免許を取得していること（酒類卸売業免許通知書の写しを添付）。

5 商品の取扱い

- (1) 同一年度内に申請できる商品数は、1事業者あたり3商品までとする。
- (2) あきた美彩館においては、申請事業者の希望に応じて、店舗営業に支障のない範囲で販売員による来店者へのアンケートに対応する。
- (3) 各店舗の販売スペースによっては、条件を満たす場合でも認められない場合がある。

6 制度の内容

(1) 期間・時期

- ① テスト販売期間は、2か月以内で申請事業者の希望する期間とする。ただし、店舗から希望がある場合には、テスト販売期間を延長することができる。
- ② テスト販売の時期は、各店舗が判断する。よって、各店舗の都合などにより申請事業者が希望する時期に実施できない場合がある。

(2) 手続きの流れ

- ① テスト販売を希望する事業者は、予め商品の表示等が食品表示法、景品表示法及び米トレーサビリティー法等の各法令の内容に適合し、適正な表示がなされているかどうか確認を行うこと。

- ② テスト販売を希望する事業者は、申請書（様式1）、商品紹介シート（様式2）、サンプル（1点）を併せて、食のあきた推進課長あて提出する。
- ③ 食のあきた推進課長は、各運営事業者にテスト販売の可否及び実施期間について確認する（様式3）。
- ④ 食のあきた推進課長は、③により確認した結果について申請事業者へ通知する（様式4）。
- ⑤ 各運営事業者または各店舗担当者は、テスト販売終了後速やかに販売員及び購入者等からの意見や感想等を附して、食のあきた推進課長あて実績報告書を提出する（様式5）。
- ⑥ ⑤により実績報告書の提出を受けた食のあきた推進課長は、申請事業者に対して実績報告書を送付する（様式6）。
- ⑦ テスト販売終了後、申請事業者は実施結果について、食のあきた推進課長あて報告する（様式7）。

(3) 留意事項

- ① テスト販売に係る商品の送料等の費用は、申請事業者の負担とする。
- ② テスト販売は原則として消化仕入れとし、期間終了後に売れ残った商品は、申請事業者あて着払いにより返送する。
- ③ 商品の値入率は、当該商品に係る希望小売価格の20%とする。
*なお、20%の値入率は、テスト販売のために設定された特別な販売条件であり、テスト販売終了後に取引に向けた商談を行う際には、各運営事業者と申請事業者の間で改めて販売条件の交渉を行う。
- ④ 入金時期及び入金方法等については、運営事業者または実施店舗から申請事業者あてに通知する。
- ⑤ あきた美彩館においてアンケート調査を希望する場合には、具体的なアンケート内容（様式任意）を用意すること。

7 関係機関

- (1) 食のあきた推進課 : 事務手続き
- (2) 運営事業者（実施店舗） : テスト販売の実施
- (3) 秋田県総合食品研究センター : 商品改良等の技術支援

8 食品表示等に関する相談機関

○秋田県生活環境部生活衛生課

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話：018-860-1593

食品表示に関する役割分担

：食品表示法全般に関すること、品質事項（名称、原材料名、内容量、遺伝子組

換え等 J A S 法に由来する事項)

○大館福祉環境部（大館保健所）

住所：〒017-0843 大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1

電話：0186-52-3953

食品表示に関する役割分担

：品質事項（名称、原材料名、内容量、遺伝子組換え等 J A S 法に由来する事項）に係る相談等

○平鹿福祉環境部（横手保健所）

住所：〒013-8503 横手市旭川 1 - 3 - 4 6 県平鹿地域振興局福祉環境部
庁舎 1 階

電話：0182-45-6139

食品表示に関する役割分担

：品質事項（名称、原材料名、内容量、遺伝子組換え等 J A S 法に由来する事項）に係る相談等

9 その他

この要領に定めるもののほか、秋田県産品テスト販売制度の実施に関し必要な事項は、食のあきた推進課長が別に定める。

10 問い合わせ先

〒010-8572 秋田市山王 3 丁目 1 - 1 秋田県庁第二庁舎 6 階

秋田県観光文化スポーツ部 食のあきた推進課

電話：018-860-2259 / FAX：018-860-3878

e-mail：shokusan@pref.akita.lg.jp

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 2 8 年 7 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 3 0 年 9 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。